

相続登記はお済みですか？

相続した不動産（土地・建物）についての相続登記（名義変更）は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

長い間、相続登記をしないで放置していたために、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまらなくなってしまうことがあります。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというものではありませんが、放置することは、自分の子供や孫に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと次のような様々な問題が発生することがあります。

- ・土地を売って現金化したいが、土地が曾祖父名義になっていてすぐに所有権移転登記ができない。
- ・空き家を有効活用したいが、所有者がわからず交渉できない。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

<問合せ先>

青森県司法書士会総合相談センター
(無料相談：予約制)

☎0120-940-230

【予約受付時間／月～金（除く祝日）10時から16時】

青森地方法務局むつ支局

(登記相談は予約制)

☎23-3202

個人事業税（県税）

個人事業税の概要

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、第二種事業（畜産業、水産業など）及び第三種事業（医業、歯科医業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業・・・5%

第二種事業・・・4%

第三種事業・・・5%

(ただし、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%)

納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めていただきます。(税額が1万円以下の場合には8月に全額)

納期限は、第一期分が8月31日(水)、第二期分が11月30日(水)となります。

納付につきましては、金融機関や県税部の窓口のほか、コンビニエンスストアなどをご利用できます。

また、口座振替もご利用いただけますので、各取扱金融機関にてお申し込みください。

<問合せ先>

下北地域県民局県税部 課税課

☎22-8581 内線207

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登録申請について

海区漁業調整委員会の選挙人名簿は、選挙人からの申請に基づき、毎年9月1日現在で選挙資格を調査して登録することになっています。この名簿は、翌年の12月4日まで据え置かれ、その間に実施される海区漁業調整委員会に関する選挙の際に使用されます。

選挙資格のある方は、東通村選挙管理委員会に申請していただいた上で名簿に登録する必要がありますので、以下の事項に十分ご留意の上、申請書を提出されるようお願いいたします。申請書は、各部落事務所等を通じて配付致します。

1. 選挙権を有する人の範囲

(イ) 平成7年12月6日以前に出生した方で、東通村内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上※漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人。ただし、海そう漁業については、漁船の使用を条件としません。

※ 1年に90日以上とは、現実に沖に出た日だけでなく、漁具の手入れ等の準備作業、天候が悪く海に出られずに待機していた日なども含まれます。

(ロ) 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任後、前号に該当しなくなったため選挙権を失った人（この場合に該当する人は、委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

2. 申請の日付 平成28年9月1日現在

3. 申請の期間 平成28年9月1日から9月5日

<問合せ先> 東通村選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎27-2111